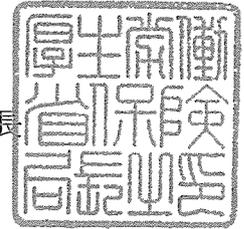




保発第1001010号
平成20年10月1日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長



全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する
政令等の施行について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）の一部が本日から施行され、改正法附則第13条第7項の規定に基づき、全国健康保険協会（以下「協会」という。）が設立されたところである。

また、全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成20年政令第283号。以下「整備等政令」という。）が本年9月12日に公布され、一部を除き本日から施行されたところである。

さらに、全国健康保険協会の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成20年厚生労働省令第149号。以下「整備省令」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（平成20年厚生労働省告示第465号。以下「整備告示」という。）が同月30日にそれぞれ公布され、既に公布されている健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第130号）の本則部分と併せて、本日から施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容については、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行について」（平成18年6月21日保発第0621001号）によるほか、下記のとおりである。あわせて、これまでの政府管掌健康保険に関する通知についても、下記のとおり所要の整備を行うこととしたので、貴職におかれては、その旨御了知の上、その運用に当たっては、十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

整備等政令は、協会の設立等に伴い、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「令」という。）その他の関係政令の整備等を行うとともに、協会が承継しない権利

及び義務に関する事項その他の所要の経過措置を定めることとしたこと。

また、整備省令は、協会の設立等に伴い、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「規則」という。）その他の関係省令の整備等を行うこととしたこと。

第2 整備等政令の内容

1 健康保険法施行令の一部改正（第1条関係）

(1) 資金の運用（令第1条関係）

健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第7条の33の規定に基づき、協会における業務上の余裕金の運用方法を定めることとしたこと。

(2) 準備金（令第20条及び第46条関係）

法第160条の2の規定において、保険者に対する準備金の積立義務が定められたことに伴い、協会及び健康保険組合がそれぞれ積み立てるべき準備金について定めるとともに、所要の整備を行うこととしたこと。

なお、健康保険組合は、保険給付に要する費用の不足を補う場合を除いて、準備金を取り崩してはならないことに変更はないこと。

(3) 保険料等交付金の交付（令第44条の2関係）

政府は、保険料等交付金について、保険料等が年金特別会計の健康勘定において収納される都度遅滞なく、協会に交付すること等を定めることとしたこと。

(4) 協会による保険料の徴収の認可（令第56条の2関係）

法第181条の3の規定により、社会保険庁長官が協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせる場合に、厚生労働大臣に提出する認可申請の申請書に記載する事項を定めることとしたこと。

(5) 市町村が処理する日雇特例被保険者の保険者の事務等（令第61条及び第62条関係）

協会が市町村に委託することができる日雇特例被保険者に係る事務を定めるとともに、所要の整備を行うこととしたこと。

(6) 地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長への権限の委任（令第63条及び第64条関係）

法第204条第1項の規定により地方社会保険事務局長に委任されている厚生労働大臣の権限のうち、協会の設立に伴い、協会に移管される業務に係るものを削除する等、所要の整備を行うこととしたこと。

(7) その他所要の整備

上記の他、協会の設立等に伴い、令について所要の整備を行うこととしたこと。

2 予算決算及び会計令等の一部改正（第2条から第19条まで関係）

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等について、所要の整備を行うこととしたこと。

3 経過措置（第20条から第28条まで関係）

(1) 協会が承継しない権利及び義務（第20条関係）

社会保険庁の所属に属する土地、建物及び工作物のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの等を、協会が承継する権利及び義務として定めることとしたこと。

(2) 権利及び義務の承継の際出資があったものとされる資産及び負債（第21条関係）

令第20条の規定により厚生労働大臣が指定した土地、建物及び工作物等を、権利及び義務の承継の際出資があったものとされる資産及び負債として定めることとしたこと。

(3) 出資の時期（第22条関係）

協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際に、改正法附則第18条第2項に規定する金額が、政府から協会に対し出資されたものとすることとしたこと。

(4) 評価委員の任命等（第23条関係）

協会に承継される権利に係る資産を評価する評価委員の任命等について定めることとしたこと。

(5) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置（第24条関係）

協会が国から受け継ぐ訴訟事件又は非訟事件に係る、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）の適用について定めることとしたこと。

(6) 協会の準備金に関する経過措置（第25条関係）

協会は、国から承継した事業運営安定資金の額については、準備金として整理しなければならないこととしたこと。

(7) 協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する保険料の納付の特例（第26条関係）

毎月10日までとしている任意継続被保険者に関する保険料の納付期日について、平成20年10月分の保険料の納付に限り、特例として15日までとすることとしたこと。

(8) 行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の適用に関する経過措置（第27条及び第28条関係）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）上、既に社会保険庁長官が開示決定を行ったもの等については、厚生労働大臣が当該開示決定を行ったもの等とみなすとともに、開示請求に係る開示決定等がされていない等の場合には、当該開示請求に係る行政文書に係る権利は国が承継することを定めることとしたこと。

第3 整備省令の内容

1 健康保険法施行規則の一部改正（第1条関係）

(1) 被保険者による保険者等の選択について（規則第1条及び第2条関係）

健康保険組合の組合員でない被保険者の保険を協会が管掌する一方で、被保険者の資格の取得及び喪失等の確認は引き続き社会保険庁長官が行うこととされたことに伴い、所要の整備を行うこととしたこと。

(2) 協会に対する情報の提供（規則第2条の6関係）

法第51条の2の規定により、社会保険庁長官は協会に対し協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとされたことに伴い、具体的に提供すべき情報について定めることとしたこと。

(3) 診療報酬の契約に関する認可の申請（規則第2条の7及び第10条関係）

協会及び健康保険組合が行う法第76条第3項の規定による認可の申請について、所要の整備を行うこととしたこと。

なお、健康保険組合の認可申請手続に変更はないこと。

(4) 事業状況の報告（規則第2条の8及び整備省令附則第3条関係）

協会は、毎月の事業状況について、翌月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならないこととしたこと。

ただし、協会の最初の事業年度においては、各月の事業状況を当該事業年度の終了後遅滞なく報告しなければならないこととしたこと。

(5) 協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更（規則第28条の2及び第36条の2関係）

協会が管掌する健康保険の被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならないこととしたこと。

また、この申出を受けた事業主は、遅滞なく、当該被保険者の氏名、生年月日及び住所等を記載した届書を地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社

会保険事務所長等」という。)に提出しなければならないこと等としたこと。

(6) 任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の申出（規則第43条関係）

任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等には、当該任意継続被保険者は、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名並びに生年月日を記載した申出書を保険者に提出しなければならないこととしたこと。

(7) 被保険者証の交付及び訂正（規則第47条及び第48条関係）

協会及び健康保険組合が行う被保険者証の交付及び訂正について、所要の整備を行うこととしたこと。

(8) 被保険者証の検認又は更新等（規則第50条関係）

保険者が被扶養者に係る確認をすることができる等と定めることとし、所要の整備を行うこととしたこと。

(9) 被保険者資格証明書（規則第50条の2関係）

被保険者証の交付等が行われるまでの間の被保険者資格証明書の交付等について定めることとしたこと。

また、当該証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者証の交付を受けたとき等は、直ちに当該証明書を社会保険事務所長等に返納しなければならないこととしたこと。

(10) 被保険者証の返納等（規則第51条関係）

被保険者証の返納等について、所要の整備を行うこととしたこと。

また、被保険者の資格喪失の原因が死亡である等の場合において、埋葬料又は埋葬に要した費用に相当する金額の支給を受けるべき者がいないときは、埋葬を行った者において被保険者証を返納しなければならないこととしたこと。

(11) 高齢受給者証の交付等（規則第52条関係）

高齢受給者証の交付等について、所要の整備を行うこととしたこと。

(12) 日雇特例被保険者に係る規定の整備について（規則第115条から第134条まで関係）

協会の設立に伴い、協会が日雇特例被保険者の保険者となること等から、日雇特例被保険者の規定に係る所要の整備を行うこととしたこと。

(13) 保険料等交付金の額の算定（規則第134条の2関係）

令第44条の2第1項に規定する保険料等交付金の額の算定について定めることとしたこと。

(14)協会による保険料の徴収に係る通知（規則第153条の2関係）

法第181条の3第2項の規定に基づき、社会保険庁長官が保険料の滞納者に対して通知する事項を定めることとしたこと。

(15)協会による保険料の徴収の認可の申請（規則第153条の3関係）

協会が保険料の徴収の認可を受ける場合は、社会保険庁長官は、徴収を行わせることとなる日の1か月前までに、申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならないこととしたこと。

(16)申請書等の回付（規則第157条の2関係）

社会保険事務所長等は、協会に提出すべき書類を受け取った場合は、遅滞なく、協会に当該書類を回付することとしたこと。

また、協会が、社会保険事務所長等に提出すべき書類を受け取った場合においても同様に、遅滞なく、社会保険事務所長等に当該書類を回付することとしたこと。

(17)様式について

健康保険任意適用取消申請書（様式第2号）等について、所要の整備を行い、当分の間、改正前の様式を有効とすることとしたこと。なお、健康保険組合が管掌する健康保険については、規則第2条第1項第1号に基づき、「事業所整理記号」とあるのは「健康保険被保険者証の記号」と、「被保険者整理番号」とあるのは「健康保険被保険者証の番号」と読み替えることにより、これらに係る様式に変更はないこと。

また、督促状（様式第20号）及び健康保険検査証（様式第21号）について、所要の整備を行い、当分の間、改正前の様式を取り繕って使用できることとしたこと。

(18)その他所要の整備

上記の他、協会の設立等に伴い、規則について所要の整備を行うこととしたこと。

2 厚生年金保険法施行規則等の一部改正（第2条から第6条まで関係）

厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）等について、所要の整備を行うこととしたこと。

第4 整備告示について

下記の告示について、「政府」を「協会」に改める等、所要の整備を行うこととしたこと。

- ・ 安定化計画の作成指針（昭和63年厚生省告示第216号）
- ・ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条ただし書に規定する厚生労

働大臣の指定する医療保険者（平成11年厚生省告示第101号）

- ・ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条に規定する厚生労働大臣の指定する保険者（平成19年厚生労働省告示第399号）
- ・ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第九条において準用する前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の指定する被用者保険等保険者（平成20年厚生労働省告示第239号）
- ・ 児童福祉法施行規則第四十九条の二第一号ハの厚生労働大臣が定める組合等（平成14年厚生労働省告示第248号）
- ・ 送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成17年厚生労働省告示第456号）
- ・ 受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成17年厚生労働省告示第457号）
- ・ 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成20年厚生労働省告示第150号）
- ・ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）
- ・ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第127号）

第5 関係諸通知の取扱いについて

協会の設立前に発翰された通知中の機関の名称及び職名については、今後当該通知を改正する際に再編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、協会の設立後の機関の名称及び職名とみなして取り扱うこととすること。

全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年九月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二百八十三号

全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十六条並びに第三百三十三条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備(第一条―第十九条)

第二章 経過措置(第二十条―第二十八条)

附則

第一章 関係政令の整備

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 健康保険組合」を「第一章 全国健康保険協会の資金の運用(第一条)」に、

「第一条」を「第一条の二」に、「第一章の二」を「第三章」に、「第二章」を「第四章」に、「第三章

費用の負担(第四十五条―第五十六条)」を「第五章 費用の負担(第四十四条の二―第五十六条

の二)」に、「第四章」を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に改める。

第六十一条の見出し中「事務等」を「事務等」に改め、同条第一項中「第二百三十一條第一項」に改め、第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の場合又は前項の規定により委託された事務を市町村が行う」に、「同項」を「これらの」に改め、「社会保険庁長官」の下に「又は協会」を加え、「市町村長」を「それぞれ市町村長」に改め、「同じ」の下に「又は市町村」を加え、「市町村長」を「市町村長又は市町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二百三十一條第二項の規定により、協会は、前項に規定する地域をその区域に含む市町村(特別区を含む。次項において同じ)に対し、当該地域に居住する日雇特別被保険者に係る次に掲げる事務を委託するものとする。

一 受給資格者票の発行及び受給資格者票への確認の表示その他受給資格者票に関する事務

二 特別療養費受給票の交付その他特別療養費受給票に関する事務

三 保険給付(埋葬料の支給を除く)を行うために必要な保険料の納付状況の確認に関する事務

四 及び被扶養者に係る保険給付に関する被扶養者の確認に関する事務

第六十二条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第六十三条第一項中「社会保険庁長官が」の下に「第八号及び」を加え、同項第四号中「第三十七條、第三十八條第三号及び」を削り、同項第八号を次のように改める。

八 法第五十一条の規定による権限

第六十三条第一項第十号を次のように改める。

十 削除

第六十三条第一項第十一号中「及び第八十一条」を「、第八十一条及び第八十三条」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 削除

第六十三条第一項第十三号の二を削り、同項第十四号から第十八号までを次のように改める。

十四から十八号まで 削除

第六十三条第一項第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

第六十三条第一項第二十三号を次のように改める。

二十三 法第二百二十六條第二項の規定による権限

第六十三条第一項第二十五号を次のように改める。

二十五 削除

第六十三条第二項中「第十号まで、第十三号の二、第十五号から第十八号まで、第二十一号及び第二十三号」を「第九号まで、第二十三号、第二十四号及び第二十六号」に改める。

第六十四条第一項中「第十号、第十三号の二、第十五号から第十八号まで、第二十一号及び第二十四号から第二十六号まで」を「第二十四号及び第二十六号」に改め、「任意継続被保険者を除く」についてはその者及び「任意継続被保険者についてはその者の住所(日本に住所がないときは、日本における最後の住所)を管轄する地方社会保険事務局長等」を削り、同条第三項中「第十三号の二、第二十一号」及び「第二十五号」を削る。

第六十五条第一項第二号イ中「(前年度)」を「(当該年度)」に、「を当該前年度」を「の見込額を当該年度」に改め、「合算額」の下に「の見込額」を加える。

第七十条第一項第三号中「附則第四條第二項」を「附則第四條第三項」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十一条中「第六十條第十三項」を「第六十條第十六項」に改める。

第五章を第七章とし、第四章を第六章とする。

第三章中第四十五条の前に次の一条を加える。

(保険料等交付金の交付)

第四十四条の二 政府は、次項の場合を除き、社会保険庁長官が徴収した保険料その他法の規定による徴収金及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和三十二年法律第四十二号)の規定による納付金(以下この項及び次項において「保険料等」という)が年金特別会計の健康勘定(同項において「健康勘定」という)において収納されたときは、その都度遅滞なく、協会に対し、当該収納された保険料等の額から社会保険庁長官が行う健康保険事業の執行に要する費用に相当する額(法第五十一条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を法第五十五条の二の規定による交付金(以下この条において「保険料等交付金」という)として交付する。

2 政府は、当該年度の健康勘定に前年度の決算上の剰余金が繰り入れられたときは、遅滞なく、協会に対し、当該繰り入れられた額(保険料等に係るもの以外のものとして厚生労働大臣が定めるものを除く)を保険料等交付金として交付する。

3 政府は、各月ごとに、協会に対し、当該各月において交付した保険料等交付金の額の算定根拠を明らかにするものとする。

4 前三項に定めるもののほか、保険料等交付金の交付に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十六条を次のように改める。

(準備金の積立)

第四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額を除く)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

2 健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額の一事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

第四十九条第二項を削る。

第五十二条中「(第四十九條第二項の規定を除く)」を削る。

第五十六条中「日雇特別被保険者の保険の保険者」を「社会保険庁長官」に改める。

第三章中第五十六条の次に次の一条を加える。

(協会による保険料の徴収の認可)

第五十六条の二 社会保険庁長官は、法第八十一条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 協会に保険料の徴収を行わせることとなる滞納者に関する情報

二 前号の滞納者に係る保険料の徴収を協会に行わせることが効果的な保険料の徴収を行うために必要であると認める理由

三 第一号の滞納者に対し法第八十一条の三第二項の規定により通知しようとする事項についての具体的内容

四 その他厚生労働省令で定める事項
 第三章を第五章とし、第二章を第四章とし、第一章の二を第三章とする。
 第一条を第一条の二とする。
 第二十条を次のように改める。
 (準備金の取崩し)

第二十条 健康保険組合は、保険給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)、同法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び法第七十三号の規定による拠出金(以下「日雇拠出金」という。))並びに介護保険法(平成九年法律第七十三号)の規定による納付金(第二十九条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用を含む。の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない。

第二十九条中「法第五十三条に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を除く。」を「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金(第六十五条第一項第一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢者交付金」という。))がある場合には、これを控除した額)を含む。以下この条及び第四十六条において同じ。」から法第五十三条に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額」に、「千分の百」を「千分の九五」に改める。

第三十一条中「第二十九条第四項」を「第二十九条第二項」に改める。
 第一章を第二章とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 全国健康保険協会の資金の運用
 (資金の運用)

第一条 全国健康保険協会(以下「協会」という。))は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。))その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。))への金銭信託
- 附則第三条中「第二十条第一項」を「第二十条」に、「同条第二項」を「第二十九条」に改める。
 附則第四条中「第二十条第一項」を「第二十条」に、「第二十条第二項」を「第二十九条」に改める。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第二条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)の一部を次のように改正する。
 第二十八条の二第八号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第四項」を削る。
 第五十一条第七号の四中「健康保険法」の下に「(大正十一年法律第七十号)」を加える。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
 別表第一健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の項中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正)
 第四条 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令(昭和二十八年政令第九十号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第三号中「並びに国民年金基金」を「国民年金基金」に改め、「及び国民年金基金連合会」の下に「並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定により健康保険の事務を行う社会保険庁長官」を、「同じ」が」の下に「全国健康保険協会」を加える。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)
 第五条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。
 第九条の二に次の一号を加える。
 百三十七 全国健康保険協会
 第九条の四に次の一号を加える。
 五十二 全国健康保険協会

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)
 第八条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。
 第四十三条第一項に次の一号を加える。
 百七 全国健康保険協会
 第四十三条第二項に次の一号を加える。
 六十八 全国健康保険協会

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)
 第七条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。
 別表第二中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
 七 全国健康保険協会

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)
 第八条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。
 第三十九条第四号中「日本消防検定協会」の下に「全国健康保険協会」を加える。
 第四十三条第四号中「旧年金資金運用基金を含む。」の下に「全国健康保険協会」を加える。

(国の利害に係る訴訟に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令の一部改正)
 第九条 次に掲げる政令の規定中「石炭鉱業年金基金」の下に「全国健康保険協会」を加える。
 一 国の利害に係る訴訟に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令(昭和三十七年政令第三百九十三号)本則

(行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)第一条)
 三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第一条
 (独立行政法人等登記令の一部改正)

第十条 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 別表石炭鉱業年金基金の項の次に次のように加える。

全国健康保険協会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)	資本金
----------	--------------------	-----

(法人税法施行令の一部改正)

第十一条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十九号中「健康保険組合若しくは健康保険組合連合会」を「全国健康保険協会、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会」に改め、同号リ中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五十号第一項及び第二項(保健事業及び福祉事業)」を削り、事業又は施設の運営若しくは管理」を「施設の運営若しくは管理又は事業」に改め、同号ヨ中「健康保険法」の下に「(大正十一年法律第七十号)」を加える。

(行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)

第十二条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

六 全国健康保険協会

(児童手当法施行令の一部改正)

第十三条 児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号及び第十六条第一項第一号中「第百十三条第五項」を「第百十三条第四項」に改める。

(高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 全国健康保険協会

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二号の法人を定める政令の一部改正)

第十五条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二号第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百二十七 全国健康保険協会

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正)

第十六条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「厚生年金保険法」を「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号)以下この項において「国民年金法等改正法」という。

第七条の規定による改正前の厚生年金保険法に、「機構の成立の日から解散の日」を「平成二十年四月一日から日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の施行の日の前日」に改め、「おける」の下に「国民年金法等改正法附則第十二条の規定により読み替えられた」を加え、「船員保険法」を「及び船員保険法」に、「とあるのは、」を「の施設並びに」とあるのは、「とあるのは、」とする。「の施設及び」と、附則第四条の規定により政府が運営を引き続き行うことができる」とあるのは、「第七条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条」とするに改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する病院のうち法第三条に規定する年金福祉施設等に該当するものについての日本年金機構法の施行の日から機構の解散の日までの間における医療法第七條の二第一項第八号の規定の適用については、同号中「国の委託を受けて健康保険法第百五十条及び船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)第五十七号ノ二」とあるのは、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の委託を受けて健康保険法第百五十条第二項の施設及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号)第七條の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九條」とする。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第十七条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「、同会計の健康勘定に属する保険給付費」及び「及び健康保険事業の結核検査 結核予防、インフルエンザ予防又は疾病予防検査に係る委託費」を削る。

第十六条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

附則第十五条第一項第一号中「による」の下に「全国健康保険協会及び」を加え、同条第二項中「附則第三十二條第二項第三号」を「附則第三十二條第二項第二号」に改め、同条第三項中「附則第三十二條第二項第四号」を「附則第三十二條第二項第三号」に改める。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第十八条 職員の退職管理に関する政令(平成十九年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一項に次の一号を加える。

六十 全国健康保険協会

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十九条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「同法第百五十一条」を「同法第七條の二、第百五十一条」に改め、同条の表第百五十一条の項の次に次のように加える。

第七條の二 第三項 及び国民健康保険法

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第百五十三條第二項において「平成二十年四月改正前老健法」というの規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という)及び国民健康保険法

附則第六條の表第百五十一條の項を次のように改める。

第百五十一條 第百七十三條 老人保健拠出金、第百七十三條

附則第六條の表第百五十五條の項中「第百五十五條」を「第百五十五條第一項」に改め、同表第百六十條第二項の項中「第百六十條第二項」を「第百六十條第三項第二号」に改め、同表第百六十條第六項の項を削り、同表第百六十條第十一項の項中「第百六十條第十一項」を「第百六十條第十四項」に改める。

附則第十九條中「新健保令第二十条」の下に「、第二十九條」を加え、同条の表第二十條第一項の項中「第二十條第一項」を「第二十條」に改め、同表第二十條第二項、第六十五條第一項及び第六十七條第三項の項中「第二十條第二項」を「第二十九條」に改める。

第二章 経過措置

(全国健康保険協会が承継しない権利及び義務)

第二十條 健康保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十八年健康保険法等改正法」という。)附則第十八条第一項の政令で定める権利及び義務は、同項に規定する事務に関し国が有する権利及び義務であつて、次に掲げるものとする。

- 一 社会保険庁の所属に属する土地、建物及び工作物(その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。次条第一項第一号において「土地等」という。)のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの以外のものに関する権利及び義務
- 二 社会保険庁の所属に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務
- 三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七條の二第二項及び第三項に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、厚生労働大臣が指定するもの

(権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる資産及び負債)

第二十一條 平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第二項の政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一号の規定により指定された土地等
 - 二 前号に掲げるもののほか、平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第一項の規定により全国健康保険協会(以下「協会」という。)が承継した権利に係る資産のうち厚生労働大臣が指定するもの
- 二 平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第二項の政令で定める負債は、同条第一項の規定により協会が承継した義務に係る負債のうち厚生労働大臣が指定するものとする。

(出資の時期)

第二十二條 平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第一項の規定により協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同条第二項に規定する金額は、政府から協会に対し出資されたものとする。

(評価委員の任命等)

第二十三條 平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
 - 二 厚生労働省の職員 一人
 - 三 協会の役員(協会が成立するまでの間は、平成十八年健康保険法等改正法附則第十三条第一項の設立委員) 一人
 - 四 学識経験のある者 二人
- 平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
- 平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第三項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省保険局保険課において処理する。

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第二十四條 平成十八年健康保険法等改正法附則第二十六條の規定により協会を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第二条第一項中「前条の訴訟」とあるのは「全国健康保険協会(以下「協会」という。)を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第二項

中「行政庁(国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ)の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「協会」と、同法第五条第一項及び第三項並びに第六条中「行政庁」とあるのは「協会」と、同法第八条本文中「第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項」とあるのは「第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項」と、「行政庁」とあるのは「協会」とする。

(協会の準備金に関する経過措置)

第二十五條 平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第一項の規定により協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、平成十八年健康保険法等改正法附則第八十條の規定による改正前の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第一百七條第一項の規定により年金特別会計の健康勘定に置かれた事業運営安定資金の額に相当する額は、準備金として整理しなければならない。

(協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する保険料の特例)

第二十六條 協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する平成二十年十月の保険料の納付についての健康保険法第六十四條第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「十日」とあるのは、「十五日」とする。

(行政機関の保有する情報の公開に関する経過措置)

第二十七條 協会の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定(行政文書の開示に係る部分に限る。)に基づき協会の業務に係る行政文書に関して社会保険庁長官(同法第十七條の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。)がした行為及び社会保険庁長官に対してされた行為は、協会の成立後は、同法の規定に基づき厚生労働大臣(同法第十七條の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。)がした行為及び厚生労働大臣に対してされた行為とみなす。

二 協会の成立前に社会保険庁長官に対してされた開示請求が協会の成立の際の各号のいずれかに該当する場合には、当該開示請求に係る行政文書に係る権利(平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第一項の規定による承継の対象とならないものを除く)は、第二十条の規定にかかわらず、平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第一項の政令で定める権利とする。

一 開示請求に係る開示決定等がされていないとき。

二 開示請求に係る開示決定に基づく開示の実施がされていないとき(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十四條第四項の規定による申出をすることができるときを含む。)

三 開示請求に係る開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがされているとき(同法による不服申立てをすることができるときを含む。)

三 前二項の「行政文書」又は前項の「開示請求」、「開示決定等」若しくは「開示決定」とは、それぞれ行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二十二條第二項、第四條第一項、第十條第一項又は第十二條第三項に規定する行政文書、開示請求、開示決定等又は開示決定をいう。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置)

第二十八條 協会の成立前に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の規定(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。)に基づき協会の業務に係る保有個人情報に関して社会保険庁長官(同法第四十六條の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。)がした行為及び社会保険庁長官に対してされた行為は、協会の成立後は、同法の規定に基づき厚生労働大臣(同法第四十六條の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。)がした行為及び厚生労働大臣に対してされた行為とみなす。

2 協会の成立前に社会保険庁長官に対してされた開示請求等が協会の成立の際次の各号のいずれかに該当する場合には、当該開示請求等に係る保有個人情報に係る権利(平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第一項の規定による承継の対象とならないものを除く)は、第二十条の規定にかかわらず、平成十八年健康保険法等改正法附則第十八条第一項の政令で定める権利とする。

一 開示請求等に係る開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等がされていないとき。
 二 開示請求に係る開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがされていないとき(同法による不服申立てをすることができることを含む)。
 三 開示請求等に係る開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがされていないとき(同法による不服申立てをすることができることを含む)。

3 前二項の「保有個人情報」又は前項の「開示請求等」、「開示決定等」、「訂正決定等」、「利用停止決定等」、「開示請求」若しくは「開示決定」とは、それぞれ行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第三項、第四十七條第一項、第十九條第一項、第三十一條第一項、第四十條第一項、第十二條第二項又は第二十一條第三項に規定する保有個人情報、開示請求等、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、開示請求又は開示決定をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第十六条及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第二十九条並びに附則第三条及び第四条の規定の適用については、当分の間、同令第二十九条中「保険給付に要した費用の額」とあるのは「保険給付に要した費用の額(平成二十年度前における保険給付に要した費用の額にあつては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金、日雇拠出金及び健康保険法等の一部を改正する法律第十三条の規定による改正前の国民健康保険法の規定による拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額を含むものとし、同年度以後における保険給付に要した費用の額にあつては、「と」「含む」とあるのは「含むものとする」と、同令附則第三条中「第二十九条」とあるのは「全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十年政令第二百八十三号)附則第二条の規定により読み替えられた第二十九条」と、同令附則第四条中「第二十九条第六十五條第一項第一号」とあるのは、「全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第二条の規定により読み替えられた第二十九条並びに前条の規定により読み替えられた第六十五條第一項第一号」と、「日雇拠出金」とあるのは「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」とする。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前に委託された健康保険事業の結核検診、結核予防、インフルエンザ予防又は疾病予防検査に係る委託費についての資金の前渡については、第十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律施行令第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 総務大臣 増田 寛也
- 法務大臣 保岡 興治
- 財務大臣 伊吹 文明
- 厚生労働大臣 舛添 要一
- 内閣総理大臣 福田 康夫

○厚生労働省令第四百十九号
 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部の施行及び全国健康保険協会の設立に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十年政令第二百八十三号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、全国健康保険協会の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十年九月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の五」を「第二条の八」に、「第三百五十五条―第三百五十三条」を「第三百四十四条の二―第三百五十三条の三」に改める。

第一条を次のように改める。

(選択)

第一条 被保険者(日雇特別被保険者を除く。以下同じ。)は、同時に二以上の事業所又は事務所(第七十四条、第七十六条及び第七十九条を除き、以下「事業所」という。)に使用される場合において、被保険者が二以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。

2 前項の場合において、被保険者が健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号。以下「令」という。)第六十四条第二項の規定に該当するときは、その被保険者に関する令第六十三条第一項各号の権限を行う地方社会保険事務局局長若しくは社会保険事務所長(以下「社会保険事務所長等」という。)を選択しなければならない。

第二条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「その選択しようとする社会保険事務所長等又は」を「全国健康保険協会(以下「協会」という。)を選択しようとするときは社会保険事務所長等に、健康保険組合を選択しようとするときは」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号(健康保険組合が管掌する健康保険にあつては、被保険者証の記号及び番号)

第二条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、前条第二項の選択について準用する。この場合において、第一項中「全国健康保険協会(以下「協会」という。)を選択しようとするときは社会保険事務所長等に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合」とあるのは、「その選択しようとする社会保険事務所長等」と読み替えるものとする。

第二章第一節の二中第二条の五の次に次の三条を加える。

(協会に対する情報の提供)

第二条の六 法第五十一条の二の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条、第二十条

第二十一条及び第三十五条に規定する適用事業所の事業主に係る届出又は申請に関する事項

二 第二十四条第一項、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項及び第二項に規定する被保険者の資格等に係る届出並びに第四十八条第一項に規定する被保険者証の訂正に関する事項

三 第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二及び第三十八条の二に規定する被保険者の報酬月額に係る届出又は申出に関する事項

四 第一百四十一条に規定する日雇特別被保険者手帳の交付の申請並びに第一百八条第一項及び第一百四十一条に規定する日雇特別被保険者手帳の返納に関する事項

五 法第百八条第二項から第四項までの規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要な年金給付等の支給状況に関する事項
 六 前各号に掲げる事項のほか、社会保険庁長官が保有する情報であつて、協会の業務の実施に必要なものに関する事項

(診療報酬の契約に関する認可の申請)

第二条の七 協会が行う法第七十六条第三項(法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項及び第百十条第七項において準用する場合を含む。第十条及び第百五十九条第一項第六号において同じ。)の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

- 一 契約の相手方の名称及び所在地並びに開設者の氏名及び住所
- 二 契約の内容
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 前項の認可の申請書には、契約の相手方の同意書を添付しなければならない。

(事業状況の報告)

第二条の八 協会は、別に厚生労働大臣が定めるところにより、毎月の事業状況を翌末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

第九条第四号中「政府」を「協会」に改める。
 第十条を次のように改める。

(診療報酬の契約に関する認可の申請)

第十条 第二条の七の規定は、健康保険組合が行う法第七十六条第三項の規定による認可の申請について準用する。この場合において、第二条の七第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「健康保険組合の名称及び住所並びに次に掲げる事項」と、厚生労働大臣」とあるのは「当該健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等」と読み替へるものとする。

第十四条中「管轄地方厚生局長等」の下に「当該健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等をいう。以下同じ。」を加える。
 第二十条第一項中「政府」を「協会」に改める。
 第二十四条第一項中「第三十六条」の下に「、第三十六条の二」を加え、「政府」を「協会」に改め、「住所」を削り、同条第三項中「保険者が」を「社会保険事務所長等又は健康保険組合」に改める。

第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二及び第二十八条中「政府」を「協会」に改め、同条の次に次の一条を加える。
 (協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の届出)

第二十八条の二 協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主は、第三十六条の二の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

- 一 事業所整理記号及び被保険者整理番号
 - 二 被保険者の氏名、生年月日及び住所
 - 三 変更前の被保険者の住所
 - 四 住所の変更年月日
 - 五 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
- 2 第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。
 第二十九条第一項、第三十条及び第三十一条中「政府」を「協会」に改める。
 第三十二条第一項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号(健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあつては、被保険者証の記号及び番号。以下同じ。)

第三十二条第二項中「前項の例により」を「五日以内に、前項各号に掲げる事項を被保険者に」に改める。
 第三十六条の次に次の一条を加える。

(協会が管掌する健康保険の被保険者の住所変更の届出)

第三十六条の二 協会が管掌する健康保険の被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。
 第三十七条第二項中「政府」を「協会」に改める。
 第三十八条第三項中「事業主を経由することを要しない」を「前二項中「事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは、「被保険者」とする」に改める。

第三十八条の二中「政府」を「協会」に改め、同条第一号中「被保険者証の記号及び番号」を「事業所整理記号及び被保険者整理番号」に改める。
 第四十条第一項第一号を次のように改める。

- 一 事業所整理記号及び被保険者整理番号
- 二 事業主を経由することを要しない

第四十条第二項中「事業主を経由することを要しない」を「同項中「事業主を経由して社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは、「被保険者」とする」に改める。
 第四十一条第一項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号及び被保険者整理番号
 第四十二条中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四十三条を次のように改める。
 (任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至つたとき等の届出)

第四十三条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名並びに生年月日を記載した届書を被保険者に提出しなければならない。
 一 適用事業所に使用されるに至つたとき。
 二 船員保険の被保険者となつたとき。
 三 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第五十条第二号の規定による認定を受けたとき。
 第四十三条の二を削る。

第四十四条及び第四十五条中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改める。
 第四十六条(見出しを含む)中「被保険者証の記号及び番号」を「事業所整理記号及び被保険者整理番号」に改める。
 第四十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「社会保険事務所長等又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

協会は、社会保険事務所長等から、法第三十九条第一項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った又は事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨の情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

第四十八条第一項中「変更」の下に「協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。」を加え、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「被保険者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。

第百十九条第一項中「発行」を「交付」に、「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は令第六十一条第二項の規定に基づき協会が日雇特別被保険者に係る事務を委託した市町村（以下「委託市町村」という。）」に改め、同条第二項中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改める。

第百二十条第一項中「同時に、日雇特別被保険者手帳の交付を受けた後に被扶養者を有するに至ったときはそのときから五日以内に」を、「社会保険事務所長等を経由して協会に、又は委託市町村に」に改め、「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を削り、同条第二項中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日雇特別被保険者は、日雇特別被保険者手帳の交付を受けた後に被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、被扶養者届を協会又は委託市町村に提出しなければならない。

第百二十一条中「(第五項を除く。)」を「(第三項を除く。)」の規定に、「(第五項を除く。)」を「(第五項を除く。)」の規定に改め、「又は被扶養者の氏名に変更」の下に「協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。」を加え、「第四十八条第一項及び第二項並びに」を「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して」とに、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」に改める。

第百二十二条第一項中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改め、同条第二項中「受けた者は」を「受けるべき者は、その申請の際」に、「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改める。

第百二十三条中「指定地域」及び「指定市町村長」を「委託市町村」に改める。

第百二十八条第一項中「指定地域」を「委託市町村」に、「第百四十五条第八項」を「第百四十五条第七項」に、「指定市町村長」を「委託市町村」に改める。

第百三十条中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改める。

第百三十二条中「又は被扶養者の氏名に変更」の下に「協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。」を加え、「第四十八条第一項及び第二項並びに」を「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して」とに、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」に改める。

第百三十三条第一項中「社会保険事務所長等又は指定市町村長」を「協会又は委託市町村」に改める。

第百三十四条第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に、並びに第百十一条を「及び第百十二条」に、「第八十四条第一項第十号及び第八十五条第一項第四号」を「第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号」に改め、「社会保険事務所長等又は健康保険組合」とあるのは「社会保険事務所長等」とを削り、同項の表第三十二条第一項の項を次のように改める。

第三十二条第一項	事業主は、被保険者 社会保険事務所長等又は健康保険組合	日雇特別被保険者（日雇特別被保険者であった者を含む。）はその者 協会
第百三十四条第一項の表第五十四条の項を次のように改める。		
第五十四条	法第六十三条第三項各号 保険医療機関等 被保険者証の 被保険者証を（被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高年齢受給者証を添えて）	法第六十三条第三項第一号又は第二号 法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所 受給資格者票又は特別療養費受給票の 受給資格者票又は特別療養費受給票を
第百三十四条第一項の表第五十四条の項の次に次の一項を加える。		
第五十七条	第五十三条第一項	法第百三十条
第百三十四条第一項の表第六十二条の項の次に次の一項を加える。		
第六十二条の二	第五十三条第一項	法第百三十条の二
第百三十四条第一項の表第七十条の項中「被保険者証」を「被保険者証を（被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高年齢受給者証を添えて）」に、「特別療養費受給票」を「特別療養費受給票を」に改め、同表第七十一条の項を次のように改める。		
第七十一条	前条 訪問看護療養費	法第百三十三条 訪問看護療養費、家族訪問看護療養費又は特別療養費
第百三十四条第一項の表第九十八条の項中「第九十八条第十号」を「第九十八条第十一号」に改め、同表第百三十二条の二第一項の項の次に次の一項を加える。		
第百三十二条の二第三項第四号	該当しなくなったとき又は同号口に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号口に掲げる場合に該当しなくなったとき	該当しなくなったとき
第百三十四条第一項の表第百九条の項の次に次の二項を加える。		
第百九条の三	令第四十三条の二第一項第一号から第四号まで	令第四十三条の二第一項第一号及び第三号
第百九条の九	令第四十三条の四第一項	令第四十四条第四項

第三百二十四条第一項の表第九條の十及び第九條の十一の項中「第九條の十及び第九條の十一」を「第九條の十第一項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第九條の十一 第一項	法第九十五條の二	法第九十七條の二
第九條の十一 第二項	令第四十三條の二第三項から第五項まで	令第四十三條の二第三項及び第五項

第九條の十一 令第四十三條の二第一項第三号に掲げる額又は第二号に掲げる被保険者であった期間に当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

第三百二十四条第二項中「被保険者証」とあるのは「日雇特別被保険者手帳」を「事業所整理記号及び被保険者整理番号」とあるのは「日雇特別被保険者手帳の記号及び番号」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「被保険者」とあるのは「社会保険事務所長等」と、それぞれを削り、「所在地」の下に「又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）を、「居所」の下に「又は被扶養者の氏名に変更」と、提出しなければならぬ」と、この場合において、協会が提出するときは事業主及び社会保険事務所長等の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならぬ」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」を加え、「社会保険事務所長等又は指定市町村長」とあるのは「社会保険事務所長等」を「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」に改める。

第五章中第三百二十五条の前に次の一条を加える。

（保険料等交付金の額の算定）

第三百二十四条の二 令第四十四條の二第一項に規定する保険料等交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）は、同一の月に年金特別会計の健康勘定において収納された保険料等（同項に規定する保険料等をいう。）の額の合算額（同月に保険料等交付金として交付された額がある場合には、当該交付された額を除く。）から、同月に社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額として年金特別会計の健康勘定から業務勘定に繰り入れられるべき額（同月に当該費用に相当する額として繰り入れられた額がある場合には、当該繰り入れられた額を除く。）を控除した額を交付するものとする。

第三百三十五條第一項第一号中「被保険者証の記号及び番号」を「事業所整理記号及び被保険者整理番号」に改め、同条第三項中「政府」を「協会」に改める。

第三百三十六條中「健康保険組合」を「保険者」に改める。

第三百三十八條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による納付書は、保険者の定めるところによる。

第三百三十八條第三項中「社会保険事務所長等又は健康保険組合」を「保険者」に改める。

第三百四十一條第一項中「際における住所地（当該請求をしようとする者が当該資格を喪失しないものであるときは、その者の住所地）を管轄する地方社会保険事務局長の年金特別会計資金前渡官吏若しくは社会保険事務所の年金特別会計分任資金前渡官吏又は当該資格を喪失した」及び「である健康保険組合」を削る。

第四百二十二条中（事業主に限る。）を削る。

第四百二十五条第一項第一号を次のように改める。

一 事業所整理記号（健康保険組合が管掌する健康保険の事業主にあつては、被保険者証の記号を含む。）を加え、第五章中同条の次に次の二条を加える。

（協会による保険料の徴収に係る通知）

第五百三十三條の二 法第八十一條の三第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨
 - 二 協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる期間
 - 三 協会が当該滞納者から徴収を行うこととなる保険料の額
- （協会による保険料の徴収の認可の申請）

第五百三十三條の三 社会保険庁長官は、令第五十六條の二の規定により法第八十一條の三第一項の認可を受けようとするときは、協会に保険料の徴収を行わせることとなる日の一月前までに、申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

第五百三十四條第一項中「保険者が定める」を「協会にあっては定款で、健康保険組合にあっては規約で定めなければならない」に改め、同条第二項を削る。

第五百三十七條第一号中「第二十七條第一項」を「第七條の三十八第一項（法第二十九條第一項において準用する場合を含む）」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「第二十七條第二項」を「第七條の三十八第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（申請書の回付）

第五百三十七條の二 社会保険事務所長等は、この省令の規定により協会に提出すべき書類の提出を受けた場合においては、遅滞なく、これを協会に回付するものとする。協会が、この省令の規定により社会保険事務所長等に提出すべき書類の提出を受けた場合においても、同様とする。

第五百三十九條第一項中「権限のうち」の下に「協会の従たる事務所及び」を、「ただし」の下に「第一号」を加え、第一号を第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 法第七條の三十八第一項の規定による権限

第五百三十九條第一項第二号中「第二十七條第一項及び第二十九條第一項から第三項まで」を「第二十九條第一項において準用する法第七條の三十八及び法第七條の三十九」に改め、同項第六号中「後段（法第八十五條第九項、第八十五條の二第五項、第八十六條第四項及び第九十條第七項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第八号中「第六十條第十項」を「第六十條第十三項において準用する同条第八項」に改め、同項第九号中「権限」の下に「法第八十一條の三第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。」を加え、同条第二項中「同項第五号」を「同項第一号、第五号」に改める。

第六十條中「行政手続等における情報技術の利用に関する法律」を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に改める。

第七十二條中「社会保険庁長官又は地方社会保険事務局長（以下「承認庁」という。）」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十三條、第七十七條及び第七十八條中「承認庁」を「厚生労働大臣」に改める。

第七十三條第二号中「海難調査報告書」を「海難調査報告書」に改める。

様式第三号（表面）を次のように改める。

（内容）

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険

届書コード	処理区分	① 事業所整理記号	② 事業所番号	④ 被保険者番号	⑤ 被保険者の氏名	⑥ 生年月日	⑦ 取得区分	⑧ 基礎年金番号	⑨ 作成原因	⑩ 資格取得年月日	⑪ 報酬月額	⑫ 通貨によるものの額	⑬ 現物によるものの額	⑭ 合計	⑮ 標準報酬月額	⑯ 課税対象の有無	⑰ 課税標準額	⑱ 年金手続の有無
200	0				(氏) (名)	年 月 日	共3 新1 船4 再2			年 月 日	円	円	円	円	円	無・有	円	無・有
				⑩ 郵便番号	住所	都道府県												
				⑩ 郵便番号	住所	都道府県												
				⑩ 郵便番号	住所	都道府県												
				⑩ 郵便番号	住所	都道府県												

◎ 記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※ 一印欄は記入しないでください。

平成 年 月 日 提出

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話 () 番
社会保険労務士の提出代行着印

様式第三号(表面) 中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。
 様式第三号(裏面) 中「健康保険被保険者証の番号」を「被保険者整理番号」に改め、同様式(裏面) 中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。
 様式第五号(表面) 中「健康保険被保険者証の番号」を「被保険者整理番号」に改め、同様式(裏面) 中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。
 様式第六号(表面) 中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。
 様式第七号(表面) を次のとおり改める。
 様式第七号(第二十八条関係)

(表面)

健康保険 厚生年金保険 被保険者氏名変更届

届出コード	
2 0 7	

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号	③ 年金手帳の基礎年金番号	④ 生年月日	⑤ 性別 (性別)
※			明 1 年 月 日 大 3 昭 5 平 7	1 2 3 4 5 6 7
⑥ 被保険者の氏名 (変更後)	(氏)	(名)	(氏)	⑦ 備考
	(フリガナ)			

◎記入の方法は裏面に書いてありますからよく読んでください。
 ※「印欄」は記入しないでください。

事業所所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	
電 話	() 番

平成 年 月 日 提出

社会保険労務士の提出代行者印	⑧
----------------	---

様式第七号(裏面)中「健康保険の被保険者証の番号」を「被保険者管理番号」と、「政府」を「全国健康保険協会」に改め、同様式の備考に次の一項を加える。

3: 必要があるときは、所定の変更又は調整を加えることができる。

様式第八号(表面)中「健康保険被保険者証の番号」を「被保険者管理番号」に改め、同様式(裏面)中「回収不能届を添付する」を「回収不能の」と、「消失届を添付する」を「消失した」と、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

様式第九号(1)(裏面)、様式第九号(2)(裏面)、様式第十号(1)(裏面)及び様式第十号(2)(裏面)中「返してください。」の次に「ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返してください。」を加え、「下さい。」を「ください。」ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を理由することを要し併せん。」に改める。

様式第十二号(表面)中「となったとき、被保険者」を、「被保険者」に改める。

様式第十五号(1)を様式第十五号とし、様式第十五号(2)を様式第十五号の二とする。

様式第十六号の備考及び様式第十七号の備考中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所」を「全国健康保険協会」に、「羽田」を「職員」に改める。

様式第十九号(1)及び様式第十九号(2)中「健康保険被保険者証の記号」を「事業所管理記号」に改める。

様式第二十号中「郵便局」を「郵便局」に改める。

様式第二十一号を次のように改める。

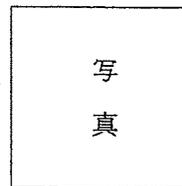
(表面)

第二百十二条の二 第七条の三十八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十九条 健康保険組合又は連合会が、第十六条第三項(第百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十八の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十八の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九条第一項若しくは第百八十八条において準用する第七条の三十九第一項の規定による命令に違反したときは、その役員を二十万円以下の過料に処する。

健康保険検査証

(法第七条の三十八関係)
(法第二十九条関係)



官職又は職名
氏 名

(年 月 日生)

様式第二十一号(第百五十七条関係)

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長</p> <p style="text-align: center;">印</p> </div>	<p style="text-align: center;">健康保険法（抄）</p> <p>（報告の徴収等）</p> <p>第七条の三十八 厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（報告の徴収等）</p> <p>第二十九条 第七条の三十八及び第七条の三十九の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、同条第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第二十九条第一項において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （省略）</p>
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

- 様式第二十二号（裏面）中「第二十七号第二項」を「第七条の三十八第二項」に改める。
- 様式第二十三号（裏面）中「第二十七号第二項」を「第七条の三十八第二項」に、「第二十七号第三項」を「第二十九号第三十八号第三項」に改める。
- 様式第二十四号（裏面）及び様式第二十五号（裏面）中「第二十七号第二項」を「第二十七号第三十八号第三項」に改める。
- （厚生年金保険法施行規則の一部改正）
- 第二条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第三項中「政府」を「全国健康保険協会（以下「協会」という。）」に改める。
- 第二条第二項、第十条第一項、第十五条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の二第一項、第十九条の五第一項及び第二十一条第二項中「政府」を「協会」に改める。
- 第二十一条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項次に次の一項を加える。
- 2 事業主が、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の二の規定による届出をしたときは、あわせて、前項の届出をしたものとみなす。
- 第二十二条第二項中「政府」を「協会」に改める。
- 第二十五条の二第二項中「政府」を「協会」に改め、「健康保険又は」の下に「政府の管掌する」を加える。
- 様式第六号（表面）中「労働者健康福祉推進法の施行規則」を「労働者健康福祉法」に改める。
- 様式第七号（表面）を次のように改める。

届書コード	処理区分
2000	

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険

① 事業所整理記号	② 事業所番号	⑤ 生年月日	⑥ 種別 (性別)	⑦ 取得区分	⑧ 基礎年金番号	⑨ 作成原因	⑩ 資格取得年月日	⑪ 報酬月額	⑫ 通算によるものの額	⑬ 通算によるものの種類	⑭ 標準報酬月額	⑮ 保険料の徴収状況	⑯ 会社の手配状況
※		明1 大3 昭5 平7 (氏) (名)	1.5 2.6 3.7	共3 新1 船4 再2			年 月 日	円	④ ⑤ ⑥	⑬ ⑭	円	無・有	※
④ 被保険者整理番号		⑩ 郵便番号		⑪ 住所		⑫ 都道府県		⑬ 備考					
明1 大3 昭5 平7 (氏) (名)		〒		都道府県		新道 所県		無・有					
⑩ 郵便番号		⑪ 住所		⑫ 都道府県		⑬ 備考							
明1 大3 昭5 平7 (氏) (名)		〒		都道府県		新道 所県		無・有					
⑩ 郵便番号		⑪ 住所		⑫ 都道府県		⑬ 備考							
明1 大3 昭5 平7 (氏) (名)		〒		都道府県		新道 所県		無・有					
⑩ 郵便番号		⑪ 住所		⑫ 都道府県		⑬ 備考							

平成 年 月 日 提出

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電 話

番 号

社会保険労務士の提出代行者印

◎記入の方法は裏面に書いてありますので、ご覧ください。
※一印欄は記入しないでください。

様式第七号(裏面)中「政府」を「全国健康保険協会」と改める。
 様式第八号(表面)中「健康保険被保険者証の番号」を「被保険者整理番号」と改め、同様式(裏面)中「政府」を「全国健康保険協会」と改める。
 様式第九号(表面)中「健康保険被保険者証の番号」を「被保険者整理番号」と改め、同様式(裏面)中「政府」を「全国健康保険協会」と改める。
 様式第十号の二(裏面)中「政府」を「全国健康保険協会」と改める。
 様式第十号の二(表面)を次のように改める。
 様式第十号の二(第二十一条関係)

(裏面)

健康保険 厚生年金保険 被保険者氏名変更届

届書コード	2007
-------	------

① 事業所整理記号	② 被保険者整理番号	③ 年金手帳の基礎年金番号	④ 生年月日	⑤ 種別(性別)
※			明 1 年 月 日 大 3 昭 5 平 7	1 2 3 4 5 6 7
⑥ 被保険者の氏名(変更後)	(氏) (フリガナ)	⑦ 変更前の氏名	(氏)	⑧ 備考

平成 年 月 日 提出

⑨ 記入の方法は裏面に書いてありますからよく読んでください。
 ※「印」は裏面に書いてありますからよく読んでください。

事業所所在地	〒
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	() 局 番

社会保険労務士の提出代行者印	⑩
----------------	---

様式第十号の二(裏面)中「海部省令」を「海部省令」に改める。
様式第十一号(表面)中「海部省令」を「海部省令」に改め、同様式(裏面)中「海部省令」を「海部省令」に改め、同様式「海部省令」を「海部省令」に改める。

様式第三十一号中「海部省令」を「海部省令」に改める。
(保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正)

第三条 保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。
第十条中「付して」を「付して」に、「管轄」を「管轄」に改める。

第二十四条の表第十号の項中「管轄」を「管轄」に改める。
(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正)

第四条 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十一年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。
第七号中「付して」を「付して」に、「管轄」を「管轄」に改める。

第十一条の表第七号の項中「管轄」を「管轄」に改める。
第十五号 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)の一部を次のように改正する。
第十八号中「地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。

第二十八号第一項中「当該利用者の居住地を管轄する地方社会保険事務局長」を「全国健康保険協会」に改める。
(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一中「海部省令」を「海部省令」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際に、第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の規定によりされている申請、届出その他の行為でこの省令の施行の日においてこれらの行為に係る健康保険事業の事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における改正後の健康保険法施行規則の規定の適用については、改正後の健康保険法施行規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 全国健康保険協会の最初の事業年度の第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二条の八に規定する報告については、同条中「毎月」を「毎月」とあるのは、「各月の事業状況を協会の最初の事業年度の終了後遅滞なく」とする。
(様式に関する経過措置)

第四条 この省令による改正前のそれぞれの省令の様式(督促状及び健康保険検査証を除く)は、当分の間、この省令による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前のそれぞれの省令の様式による督促状及び健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省告示第四百六十五号
 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。
 平成二十年九月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一
 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一 安定化計画の作成指針（昭和六十三年厚生省告示第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第二の四の（二）中「社会保険事務所」を「全国健康保険協会」に改める。
 第二に掲げる告示の規定中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

一 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第十九号ただし書に規定する厚生労働大臣の指定する医療保険者（平成十一年厚生省告示第百一号）第一号

二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条に規定する厚生労働大臣の指定する保険者（平成十九年厚生労働省告示第二百九十九号）第一号

三 国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令附則第九条において準用する前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三条ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の指定する被用者保険等保険者（平成二十年厚生労働省告示第二百三十九号）第一号

第三 児童福祉法施行規則第四十九条の二第一号ハの厚生労働大臣が定める組合等（平成十四年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、本則に第一号として次の一号を加える。

一 全国健康保険協会
 第四 次に掲げる告示の規定中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会が管掌する健康保険」に改める。

一 送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十六号）第二の四

二 受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十七号）第二の八

三 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）第二の一の二

第五 次に掲げる告示の規定中、「（受）」を「（診療）」に改める。
 一 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）様式第一及び様式第四

二 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十七号）様式第一

附 則
 一 この告示は、平成二十年十月一日から施行する。

二 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができる。